

# 公益社団法人日本地震工学会 研究統括委員会運営規程

2012年12月7日制定

## (目的)

第1条 地震工学分野の調査・研究を進展させ、調査・研究成果を広く国内外に還元して社会の地震防災性向上に貢献することを目的とする。

## (事業)

第2条 研究統括委員会(以下、委員会という)は研究委員会を設立すると同時に、研究委員会が所期の目的を達成できるように活動の評価、助言、指導を行う。

2 委員会は新設する研究委員会の研究課題を、公募または委員会の議を経て決定し、理事会の承認を得なければならない。

3 委員会は新設する研究委員会設置案を審議し、新設する研究委員会を理事会に諮り、承認を得なければならない。

## (構成)

第3条 委員会は調査研究担当の副会長と理事で構成するものとするが、その他に委員若干名を追加することが出来る。委員会の構成は理事会に諮り、承認を得なければならない。

2 委員会には委員長をおく。委員長は調査研究担当の副会長があたる。

3 委員会には必要に応じて副委員長および幹事をおくことができる。

## (任期)

第4条 委員会の委員の任期は、2年以内とし、毎年半数交代とするものとする。ただし、重任を妨げない。任期の区切りは原則として通常総会とする。

## (開催)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催にかえることができる。この場合は、その結果を委員に通知しなければならない。

## (事業報告および収支決算報告)

第6条 委員会は毎年度末に研究委員会から提出された研究活動報告と収支決算を評価するものとする。また、必要に応じて研究委員会の統廃合を含む活動の指導・助言を与えるものとする。

2 委員会は研究委員会の活動内容および評価結果、研究委員会に対する指導・助言の内容

を理事会に諮り、承認を得なければならない。

(事業計画および予算)

第7条 委員会は毎年度末に研究委員会から提出された次年度の事業計画(案)と予算(案)を審議する。

2 委員会は研究委員会の事業計画(案)と予算(案)の審議の結果を、日本地震工学会の次年度の事業計画案および予算案として理事会に諮る。

(規程の改正)

第8条 本規程の改正は理事会に諮り、承認を得なければならない。

附 則

1) この規程は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。

2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。